

議案第15号

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和4年2月17日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市総合福祉保健センター条例の一部を改正する条例

三田市総合福祉保健センター条例（平成7年三田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 生活安心サポートセンター

第3条の2第1項及び第3条の3第1項の表保健センター、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、障害者生活支援センター、障害者就業支援センター、精神障害者支援センター及び権利擁護・成年後見支援センターの項中「及び権利擁護・成年後見支援センター」を「、権利擁護・成年後見支援センター及び生活安心サポートセンター」に改める。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。